私新抄に説かれた日隆聖人の本尊論について

豊島正典

目次

一、私新抄著述年代考……一二七
二、私新抄著述の理由……一三一
三、本抄一部の概略……一三九
四、日隆聖人の本尊論……一三〇
1. 総体本尊について
2. 本尊における内証真実説について
3. 別体本尊について

一、私新抄著述の年代考

本抄御撰述の年代を探る重要なる手掛となる書に四帖抄即ち法華天台両宗勝劣抄がある。此の書は従来の伝説によ

れば日隆聖人御年四十五才の永享元年に洛中の諸法華宗本山及び全国の主なる本山に回達し、当時の諸法華宗が心酔せる中古天台教学を破し宗祖大聖人の御本懐たる本門八品上行所伝の宗義を闡明せられ真実の法統を継承する法華宗を再興せられた宣言書であり、この書を当時光長寺東之坊の本果院日朝聖人拝見せられ、自己の所信たる本門八品上行所伝の宗義と全く同意なることを知つて大いに歓喜し、永享七年（一四三五年）本能寺に日隆聖人を訪れ、種々談合し両聖人は宗祖の本義は本門八品上行所伝にあることを語り合い法義の一致を見、日朝聖人は光長寺へ帰られて後宗義について十三の質問状を日隆聖人に送られ、それに対して回答せられたのが十三問答抄であると云われている。

これに対して、尼崎本興寺に現存する四帖抄の元本を拝するに、その御筆跡は永享元年頃のものでなくもつと後のものと拝される。

従つて、四帖抄を以て日隆聖人最初の御著述であり、十三問答抄より前に出来たものとするのは疑問である。即ち四帖抄の第二帖（刊本一〇一～二頁）に

此の本門の円戒は宝塔品より事始まり、涌出寿量に説き顕し、神力嘱累に事極め給えり。其の説戒とは是名持戒是れ也。諸御抄在々所々に広略を捨て要を取る、要とは所謂る本門の南無妙法蓮華経是れなり。是れ則ち本門円戒の戒法なり、此の戒法は末代相応の易行受戒なり。此の一箇条委しくは十三問答抄の如しと云云。

とあるを拝しても四帖抄は十三問答抄の後であると拝され、まず十三問答抄が出来、それから四帖抄となるから、四帖抄は永享七年か八年以後の御著作と拝される。

何故なれば、日隆聖人御著作の御書文段集六巻の中の第四巻、本尊問答抄の御文段の末尾に、永享八年九月下旬と年号が記入されてあり、永享八年とは日隆聖人御年五十二才の時でありますから、日隆聖人御著作の中で此の御書文

段集が一番最初のものであり、それから、十三問答抄、四帖抄となるのでないかと拝察するものである。

というのは、まず始めに宗祖大聖人の御書に対し、充分なる信解と学的体系づけがなければ宗祖の御本義が何れにあるか把握できない故先づ御書に御文段、御科文を註し、それによつて、宗祖大聖人の正義を敷演するため、種々の御著作となつたと拝されるのである。

更に私新抄の著作年代を探る手がかりとして、本抄（私新抄宗全第三巻四一頁）に

本門は下機を摂する故に法体の能荘厳に而二差別の折伏を具得せり。顕本為事円と云える此の意なり、口伝余帖の如し云云。

と仰せられてある。

此の口伝余帖の如し。とある余帖は如何なるものを指すのか推察するに、四帖抄でないかと拝されるのである。その理由として、四帖抄の第一帖（刊本九頁）に

道仰せに云く云云

次に法体の折伏とは本門は発迹顕本永異諸経と定めて……法体折伏の義なり。

或は顕本為事円と云て本門の意は三千本有常住と談じて自受用本覚の上に三千世間依正宛然として無能所の上に法爾の能所を立つ、法爾の能所は即ち法体の折伏なり。

とある点である。この文の顕本為事円といえる下の文を省略して、私新抄に

顕本為事円と云える此の意なり。口伝余帖の如し云云

と仰せられたのだと拝される。

更に本門法華宗五時四教名目見聞という書物十巻の中、第一、第二の相伝法門抄、即ち二帖抄と、第六巻、法華の下以下巻末までの五巻、これを五帖抄、その第一巻に、

此の三種法華の実体を近来の学者習ひ損ふて顕説より根本勝れたりと習ひ、結句根本隠密に開会を明すと二八帖の抄に厳然として師資相承するのは大僻見なり、尼崎流義はこれを用ふべからず委しくは十三問答抄の如し云云

とあり、同じく第一巻の下に

仍つて玄文止の面は像法の得分、裏の本門密意の辺は日蓮上人の御物なり云云、委しくは天台法華不同抄の如し。

とあり、又同抄第二巻に

尋ねて云く、迹と本との案位、昇進の相如何

答う、この事委しくは一帖抄五時の下に云うが如し。

とあるのをみても、此の名目見聞は十三問答抄、四帖抄、一帖抄より後の著述であり、又六即私記上巻（皆久資料五の一三〇頁）に

相那流義は止観は法華迹門に依る相を相承したるなり。慧心流一義として止観は根本法花に依り結局は本迹に依らずと云つて止観法花、天台法花両宗各別なり。天台真言止観は全同と云は大僻見なり、天下第一の謗法なり、佛滅後二千余年の間未曾有の大邪義なり、委しくは四帖抄、二帖抄、名目見聞法花の下の如きなり云云。

とあるをみても六即私記は四帖抄、名目見聞より後、弘経抄の前と拝される。また弘経抄九三（隆全十巻一二八頁）に次に本門流通末法相応の四信五品総在の信行第五品の行者と云ふは日蓮大士なり、其の徳行とは委くは名目見聞の如し云云。

と名目見聞の名が引用せられているのをみても名目見聞は弘経抄の前の著述なること解り弘経抄第百四巻（隆全十一巻二一九頁）に

記者既に六十九なれば廃亡の義これあるべし、悲哉々々云云

と記されてあるにより、弘経抄は隆聖御年六十九才の時に脱稿したとみられる。

というのは、開迹顕本宗要集の佛部第一（四四頁）の「二佛並出」の下に

享徳二年八月下旬より宗要を書き初むるなり、記者六十九訪ぬべし訪ぬべし。

と記されている。

これによつて弘経抄の次に宗要集を著述なされたのだと拝される。

以上によつて私新抄の著作されたのは、本能寺に現存する御真筆の筆致より拝し、既に流暢であり、隆聖晩年の如き書痛の御様子を拝することなき故、推するに、御書文段抄、十三問答抄、四帖抄、それから私新抄が出来たのではないかと拝するのである。

従つて隆聖の御年六十才迄の御著述と拝するのである。

二、私新抄著述の理由

日隆聖人が私新抄を著作された理由と考へられるのは、当時中古天台観心主義偏重の口伝法門が日蓮門下各派に大きな影響を与え、悉く宗祖の御本意を習い失うに至つた故、本抄に於て、宗祖の正しい宗義と日像門流の相伝を加えて、中古天台の観心偏重主義の口伝法門とそれに依つている一致流諸派を破すため像門流の口伝相承、日存日道両聖

人の口伝相承を本抄に集大されたのだと拝される。

当時の諸門流が口伝相承によつていたことは、浅井要麟氏の著「日蓮聖人教学の研究」の中で、口伝宗学として日蓮大聖人の宗義を分類した中で（同書七九頁）次の如く述べている。

祖滅以後いくばくもなく、大法尊重の精神は諸門下に互に秘伝と称してことさらに方冊にのせず、本迹日昭、本尊日朗という如く、門流各々付法相伝の弟子に限つてこれを面授口決する風潮を生じたのである。

かの本尊抄の「彼は脱、此は種、彼は一品二半、此は但だ題目の五字なり」の文を、天目は彼の脱は此の種なり、彼の一品二半は此の但だ題目の五字なり」と読んで、日向師より「御辺は相伝たりと雖ども、文字読だに正体なし、況や相伝をや、日向こそ然るべく御書を皆相伝したり」といつてたしなめられた事に徴してもその一班がうかがい知られる。

その他本尊抄に四字の口伝、八字の相承ありとか、開目抄に三字の口伝、二字又は三字の相承ありというが如き、曼荼羅の筆法から、法儀の作法に至るまで口伝相承を尊重し、その結果法統相続に正閏の争が生ずるに至つた。と記してある。この間の事情を知る一例として、什師の事を挙げると、（宗全第五巻真間帰伏状門徒古事等参照）

天授六年（一三八〇年）顕本法華宗の開祖日什聖人は六十七才の高齢を以て飜然旧執を捨てて真間に日宗上人を訪い、帰伏状を書て転宗を誓つた頃すでに、各山に於て法統正閏の争が年久しく互に門戸を立てて容易に他に御書の拝見相伝を許さない状態であつたので、什師はそれより中山祐師の門を叩き更に関東諸山を巡歴されたが、かつて宗祖が立正観抄に「錦の袋に入れて頸にかけ、箱の底に埋めて高直にうる」と評破されたままに、それを味われた。そこで什師は断然その因襲を排し、人師の相伝によらず、口訣を求めず「依法不依人」の金言により経巻を以て善知識と

し直接法華経、宗祖の御書により大法相承を決意されたという、この故に彼の派の経巻相承はかかる処より生じたのであると思われる。かくの如く諸山互に門戸を閉じて自宗の伝承を誇示し優越観に宗教的満足を享有する有様であつた。

一方中古天台観心主義の口伝法門は良源（慈慧大僧正、元三大師）より忠尋（慧心流）の時代に発展したもので（島地大等師著天台教学史五〇五頁参照）、中古天台の口伝法門、本覚法門は叡山の実践的堕落の情勢に拍車をかけたもので、叡山僧侶が稚児を蓄えたり、山を下り大原に遊んだのも煩悩即菩提という本覚思想を笠に着て自らの破戒無戒を慰める状態で、かかる堕落傾向の叡山に真言秘密の法が移入せられるに及び秘密伝承の風習が生じてそれが中古天台の口伝法門となつたのである。その時期が慈慧大僧正より忠尋の時代と云われている。

即ち慧心流教重相伝私鈔（心賀著二帖抄）に当時の法門相承の事を記して

広海御住山あり、粟田口静明法印に値い奉り、切紙に二、三十枚御相承あり、而して初住山にて御座す故に勝林房政海料足三十貫参らせられ給へり。其の時御酒以外に興行あり、而して政海仰に、広海此酒を多く御食しあらば類聚を引き物とし与ふべき由仰せあり、

広海十六盃迄参りき。其時九十二帖の類聚を之にしんぜられ……。

円頓法印は六ケ度の御住山也。初住山の時は十余貫にて御住山あり、仍て御児四人騎馬十六騎供奉せらる。法印御上洛あり都にて正親町心賀法印坊へ参着ありて御相承あり……第四度目には心賀法印の御坊を三百貫にて造立し参らせ給へり。此の時心賀思し召す様は此の人は志深く、末世の法灯なりと思し食され嫡斗に唯授一人の相承あり。凡そ授与し奉られる七箇大事を御伝受あり……今の二帖抄是れ也。

とあり。これによれば粟田口静明の時に法門相承のために納金が必要であり、而も学問によらずして酒量によつて決定したのである。かかる堕落せる中古天台の観心主義の法門がどの様な形で日蓮門下にはいつて来たのかを考察するに、

大聖人滅後、日昭聖人門下の中山日祐、身延三世日進、富士興門派の三位日順師等の関東法華の諸師はじめ多くの法孫が叡山に登り学び、亦鎌倉末期より室町時代にかけて発展した関東天台が栄えるに及び、宗門学匠の多くが此の方面より学んだことも考えられるのである。かの録外御書の編纂の先駆者の一人と目される京都妙覚寺の真如日住師は尊海門下の祐海の末裔から伝法した柏原慶舜より七科の法門の伝授を受けた事実があり、また妙覚寺の日享師は尊源という人から二帖抄の相伝を受けてこれを玉昌院日性に授け、そして日性師が永平五年十月から二帖抄について講述されたのを会下の日義が記録して「一流相伝私見聞書」と題し今なお延山文庫中に現存しているといわれている。

更に身延の行学院日朝の師匠たる日出上人は曾て仙波談林の化主となつた人で、朝師自身も若くは仙波に学び、後更に叡山に登つて台密を学ばれたのである。

かの武州仙波は円頓坊尊海以来関東天台の中心であり、田舎慧信の本山であつた。その仙波に朝師の師の日出上人は化主として留錫し弟子の朝師も後年学徒として学ばれたのであるからその学風に影響のあるのは当然であり、亦朝師の弟子の円教日意師（京都妙伝寺創立者）は叡山に於ける朝師の同学たるのみならず、朝師に私叔して師事するに至るまで、金讃寺豪海門流の栄源の門下にあつた人で、同じ行学院日朝師門下の宝聚日伝師にしても檀那流の出身でありながら、二帖抄見聞をものにして現に身延にあり、同書に七科の法門について、

一切の法門の母也。此の七箇の摂属にあらざる法門はあるべからず。

と記されてあり、当時の天台一家に於ては、入室の弟子に対して先づ法華経を授け、次に三大部を学ばせ、然る後この七科の法門を血脈として授けるのが例であつた。

即ち七科の法門は天台の三大部に代るべき、時代化した教学体系として金科玉条の重きをなし口訣相承されたものであつた。

身延の日意師が曾て泰芸と称して未だ天台の学僧であつた頃に書いた「一流相伝法門私見聞」が身延に現存するが、その巻頭に

仰に云く、入室の弟子とは初めより弟子の事なり、先づ法華経を伝受しその後三大部を学び明めて後、此の血脈を受くるなり。

と記されている。

これによつて当時どの様にこの書が秘重されていたか想像されうるのである。

然して当時の門下の学匠が相次で或は柏原に、或は仙波に、或は金讃に留錫して中古天台の口伝法門の中心たる七科の法門の相伝を受けたるのみならず、これを礼讃し陶酔した如き観あるのは門下各派に中古天台教義が取り入れられている事実をみても解るのである。

即ち身延以外の日蓮門下にあつても、富士門流の日満師の日満抄（宗全第二巻四〇四）には

問云、於今此宗三箇大事云何、

答、是義未相伝、但天台一家之三箇大事者四個大事中法華深義云内略伝三箇大事開出円教三身、常寂光土義、蓮華因果是也、先此旨能々相伝其上可得意事也、当家之三箇大事者、御書云本門本尊与

四菩薩、戒坦、南無妙法蓮華経、五字也云云、　此三大事歟、敢難及短慮、然而粗於前後有此義、思惟宜知也。

とあり、本隆寺派の日修師の真流正伝鈔巻四（宗全十巻二三二頁）には

伝教大師略伝三箇秘法云事道邃修善寺決云物書、是則七百余科相承中取簡要為三箇秘法、夫者円教三身蓮華因果常寂光土義也、此三蓮師替名目云本門三大秘法事、録外一通抄有製作、　此中云円教三身当家教主也、是当宗名本門本尊、扨蓮華因果者当宗題目一大事也、常寂光土義者本門戒坦院也、此三大秘法皆極当品也、其立処本尊与題目極然我実処、戒坦院極我常在此娑婆処也、是伝教大師末法太有近之五字恋日蓮時御筆也蓮師判給、一時不来、二従佛無讓定故、其人迹化摺紛本門三大秘法名円教三身等給、是則迹化故不名法華三身、醍醐三身、約部約味尚其下之立帰約教釈名五部共同之円教三身迹化事可分別是令知下立帰今記従前三段消文之一心三観十如妙理云天台宗事也、此天台伝教所弘残秘法何物耶挙一箇問、答云本門本尊本門事行妙法本門戒坦院也蓮師判事極爰元口伝也。

とあり、更に同抄（宗全第十巻二三二頁）に

当宗中当世浅学所化大略至関東天台宗談義所名言日蓮宗心与言出法門者天台宗云云

と述べられてあり、当時の本隆寺派の傾向を知るに参考となるものであり、同派の祖日真上人には、法華経科註、護持止経論等の著作あるも当門独特の宗義は凡て口決相伝により真師より日諦上人に法脈継承され、諦師にも法華経講談、自我偈講談等の著あるも未だ口伝を筆受するに至らず、諦師の弟子にして隆山第五世の日修師の真流正伝抄にい

たりはじめて彼の派の独自の宗義を述べた書が著述されたのである。

此の様に身延以外の各派にあつても、当時の学侶の殆んどが叡山又はその他で天台の宗義を学び中古天台教義の影響を受けたのである。

かかる口伝法門による秘伝継承の形を生ずるに至つた動機は前述の如く、大聖人滅後門下における各派分張時代に於て互にその流義を誇耀する結果、これを秘して他門に示さず天下無双唯授一人の大法門として秘伝相承の風を生じたもので、かかる一種の独善的態度は中古天台のそれに倣つたものであると推察されるのである。

かかる中古天台の観心口伝主義が日蓮門下各派に浸潤した当時当宗に於ても、彼の天台の七科の大事について、日存聖人の御口伝があり、本門弘経抄第百二巻（隆全十一巻五頁）に

日存聖人御口伝に云く、彼の天台宗七箇の大事とは伝法要偈四箇の大事、此れは伝教大師の本相承なり、略伝三箇の大事とは慈覚大師異朝将来の相承なり、都合七箇なり、四個の大事の中の「法華深義」より略伝三箇の大事は出でたり、所謂る三箇とは円教の三身、常寂光土の義、蓮華の因果なり、法華の深義とは法華玄義と云ふことなり、玄義とは五重玄、五重玄とは総別なり、別の体宗用を以て総名に摂す、総名の妙法蓮華経とは本門にこれあり、本門の妙法蓮華経に、円教の三身、常寂光土、蓮華因果の三箇大事を具足せり、此の三箇の大事とは当宗三箇の秘法なり、所以に本門の本尊とは円教の三身、本門の戒坦は常寂光土、事行の首題は蓮華因果と相配すれば、次での如く義理亦分明なり、再釈に及ばず云云と仰せられている。

他の日蓮門下諸派が此の中古天台の観心主義の七科の大事によつて、自然本覚思想にもとづく本迹一致の邪義を唱え、或は勝劣を唱えても、何れも宗祖の正義を習い失つて中古天台教義の亜流を以て宗祖の宗義であるとしている中

に唯一人、存、道、隆三師は、中古天台の教義に心酔することなく、それを批判して、本化別頭の教義を顕揚せられたのであり、殊に前記日存聖人御口伝七科の大事中の略伝三個の大事は、伝教大師の伝法四個の大事の中の第四の「法華深義」より出たとし、その「法華深義」とは法華玄義にして法華玄義は五重玄であり、此の五重玄に総別を分ちて、五義総在の総名を総としてこの総名に体宗用の別の三章を総することを明にして、この総名妙法蓮華経に、本尊、戒坦、題目の三秘総在され、本尊、戒坦、題目の別の体、宗、用が総在せられていることを明にせられたのは日蓮門下にあつて存、道、隆の三聖人のみである。かかる時代に

日像門流では六箇条の式目（宗全第一巻二五一頁）を制定し、その第一に

定　禁制条々

一、妙顕寺門徒等不レ可レ有二法門異義一事。

於二聖人御本地一不レ可レ有レ諍自二公方一有二御尋之一時者守二御抄之趣一可レ申レ之

次不レ知二教道証道義一而於下謂二観道之法門一之輩上者不レ可レ為二妙顕寺御門徒一総有二法門異義一者集二会当寺一可レ明レ之不レ参而存二異義一者可レ同二謗法一者也。

と定められて、みだりに観心主義偏重を誡しめられている。

此の日像門流の正統を伝承した日隆聖人は観心偏重の中古天台口伝法門を重んずる日蓮門下諸派の本迹一致習い損じの勝劣主義を破して、日像門流正統の口伝相承と、存道両聖人の法門口伝を相承して集大成され宗祖大聖人の正義たる本門八品上行所伝の立場に立つて、中古天台竝びに門下一致流各派を破すため、教観二門にわたつて述べられたのが本書であると拝される。

三、本抄一部の概略

今本抄の内容を概観するに、本抄は十三巻より成立しているといわれているが、御真筆の御正本を拝見するに、第六巻が上巻と下巻の二つに分れている故十四巻となるのではないかと拝され、全巻を通じて悉く口伝を以て書かれてあり、その論題は百二十三題、付たりとして十題、合して百三十三の論題が挙げられてあり、全巻を通じてその題号の示す如く、日隆聖人の唯授一人の法門を記述されたもので、像門流の口伝、殊に存、道両聖人の相伝法門を顕発せられたもので、全巻百三十三の論題を通観すれば宗祖大聖人の御正統妙法蓮華経宗の教相論、顕本論、本尊論、成佛論、本迹能所論、一念三千論、本門開会論、本門流通論、付嘱論、三益論、佛土論、相承論等について述べてあり、本抄一部によって本宗教義の教観二門の大綱を知ることが出来るのである。

今その十三巻の一々について主たる内容を述べると。

第一巻　教相論、主として種、熟、脱の三益に約して教相を論ず。

第二巻　教相論　主として本迹待絶二妙に約して教相を論ず。

第三巻　顕本論　五重玄に約して久遠本地を開顕す。

第四巻　顕本論　三身顕本に約して報身顕本正意を顕す。

第五巻　本尊論　総名本尊の解説

第六、七巻　本尊論　別体本尊たる久遠本佛について。

第八巻　成佛論　二箇の大事、権者実者の成佛を説く。

第九巻　下種論　能所本迹、本迹下種について。

第十巻　一念三千論　一念三千観に於ける迹本の不同。

第十一巻　開会論　初めに待絶二妙を、次に本門絶待開会を明す。

第十二巻　滅後流通論　始めに正宗流通、次に神力嘱累両付嘱、後に滅後流通を明す。

第十三巻　三益寂光血脈論

以上である。

次に日隆聖人御真筆御正本を本能寺に留め日承上人御写本の私新抄を本興寺御文庫に留める理由として、日承上人御真筆の私新抄五巻の巻尾に次の如く記されているのを拝すると、

此抄以二隆師御草案御直筆一奉レ転二写之一併有二法命相続志一而已。　日承

天文拾参年極月拾六日

私新抄御正本を本能寺に置くのは専ら歴代貫首の法命相続の為であることが解る。

更に日承上人御筆の私新抄第五巻、巻尾の前記の御文の裏に左の如く記されている。

此の私新抄は本興寺の什物なり。開基上人御真筆の私新抄は本能寺にこれ有る事、先代両寺貫首一人して各年持の時節京へ御持参なられ跡に残り今に至るまで京にこれあり。其の後本能寺日承御代に寺僧衆へ承師御申候は、是は本興寺宝物にしてこれ有り、尼崎へ返弁これある可き旨再三御申候ども寺僧承引これなき故、これによつて承師御筆にして御判形遊ばさるる此の私新抄一部承師より開山真筆替に御越なされ、本興寺什物に納め置くなり。

四、日隆聖人の本尊論

1、総名総体本尊

私新抄に顕された日隆聖人の本尊論の特色は、本尊に総名、総体、能生の本尊と、別体所生の本尊のあることを明にせられたことで総体本尊とは本尊抄の御文にも明らかなるごとく八品所顕の総名南無妙法蓮華経である。この本地本門八品に顕わされた総体本尊を明して本抄第五巻（宗全第三巻一二三頁）に

口伝に云く、本門の本尊とは南無妙法蓮華経なり、妙法とは五重玄、五重玄とは三世十方の佛菩薩一切衆生依正万法を摂す、依正万法は広しと云へども十界三千の依正に過ぎず、此の如く万法は総名の首題に円満せり。

と説かれ、この総名総体の本尊たる南無妙法蓮華経より十界の聖衆は生み出だされたる故に総名南無妙法蓮華経は能生であり、十界は所生なることを明し、本抄（宗全第三巻二四四頁）に

師仰に云く、南無妙法蓮華経は釈尊多宝等佛菩薩十界聖衆の本尊なり。首題より本地本因妙の地涌も本果の釈尊も出生せり、本地釈尊より垂迹の大通、空王、大日、弥陀、薬師等の三世十方の諸佛を出生せり、佛法に叶はざる機の為に地蔵観音等の諸菩薩を出生せり、菩薩部に叶はざる機の為に二乗等の声聞の形を顕せり、是に叶はざる機の為には不動愛染等の明王の形を以て益物す、其れに叶はざる機の為に虚空蔵、弁財天等の形を顕はしてこれを益す、其に叶はざれば天照大神等の諸神の形を以て結縁す、これに叶はざるは美男美女の形を以て之を益す、或は三悪四衆の形を示現して此を益す。総じて十界の尊形に即して首題を顕示す。首題の本尊より次第梯登して従本垂迹、又迹を摂して本に帰す。本とは妙法蓮華経是れ即ち十界本地の本尊なり。十界悉く妙法蓮華経の体内にあつて自受法楽し即身成佛するなり。三世益物皆妙法蓮華経の利生なり。されば本門の妙法蓮華経は十界の本尊なり。

と判じて、総名総体の南無妙法蓮華経は能生であり、久遠本佛釈迦、多宝及び本化上行等の菩薩以下は所生であり、総名南無妙法蓮華経は釈尊多宝等十界聚衆の本尊であることを明にせられた。故にこの本尊を図顕された図顕本尊に

ついても能生、所生を明にせられて、本抄第五（宗全第三巻一二六頁）に

中間に南無妙法蓮華経と顕し奉るは総体なり。此の総持の題目より十界を出生せり。……

と明されてある。

次で総名本尊に能開、所開、本迹を具すことを明されて、亦総名を五重玄に約して論じ総体、別体を分別し、別は総を別し、総は別を総することを明にせられている。

即ち本尊に能開、所開をあることを明して（宗全第三巻一二四頁）に

口伝に云く本門の本尊とは十界互具百界千如一念三千の南無妙法蓮華経是れなり。

とあるのは総名南無妙法蓮華経に一念三千摂していることを顕しているのである。故に別を以て総を顕わしているのである。故に次下の本文に

南無妙法蓮華経は能開能具、釈迦多宝は所開所具なるべし。

と総名を以て能開能具となしているのである。次に

題目、釈迦、地涌は能開能具、分身諸佛以下は所開所具なるべし

と判じて、総名南無妙法蓮華経体内の本地の一体三宝たる題目（別体南無妙法蓮華経）、釈迦、地涌は能開、能具であり、それより開出せられる分身以下の所開の三宝は所開、所具であることを明されたのであり、次下の本文に

題目は総名、釈迦諸佛菩薩已下は別の体宗用なり、

と明されたのは、総名は五重玄総在であり、この総名より開出した別体本尊たる釈尊以下は別の体宗用即ち体宗用は三身、十種の三宝であり、この別の体宗用は五重玄総在の総名に摂せられることを明されたのである。

更に題目、釈尊、地涌、分身以下を本迹に判別して本抄第五（宗全第三巻一二四頁）に

口伝に云く、題目は本也、釈尊以下は迹なり、又題目釈尊地涌は本也、分身諸佛以下は迹なり。

と判じ、本地の一法、一佛、一菩薩を総持する総名は能開、能生なる故、本、総名より一法、一佛、一菩薩を開出し、この一法、一佛、一菩薩より本の為に迹を施すとき、多佛、多菩薩となり、迹となるのである。故にこれは従本垂迹の意であり、廃迹顕本の時は、分身諸佛は、釈尊体内に流入して釈迦一佛となり、諸菩薩以下九界は本化地涌の体内に流入して一菩薩となるのである。

かくの如く本地総名より本地一法、一佛、一菩薩を開出し、従本垂迹の時は本地一法より迹化多菩薩を出生し、廃迹顕本、開迹顕本すれば悉く本地の一法、一佛、一菩薩の体内に流入し悉く本地となるのである。

かくの如く総名妙法蓮華経には悉くの法、佛、身土を総在し、本地総名より開出された本佛には三身の徳を具し、本化には迹化諸菩薩を開出する徳を具しているのである。これを本迹に判じ総名に悉くその徳を具していることを明にせられたのである。

次に三世に約して本尊を明されて（宗全第三巻一三一頁）過去久遠に約して論ずると

南無妙法蓮華経は法、釈尊は佛なり。法は聖の師なれば、釈尊地涌の為には師、能生なれば本尊なり。

として、総名妙法蓮華経が本佛本化の本尊である事を明し、今日在世に約して、

過去久遠の南無妙法蓮華経並に本地釈尊、地涌の菩薩は本尊、

在世正機たる三五七九等は聖衆、脇士

と判じて、久遠下種の南無妙法蓮華経とそれを修行して佛になつた本地の釈尊とその弟子本化地涌の菩薩は、今日在

世の教主たる釈尊の本地なる故、今日始成の釈尊より法を聞く三、五、七、九法界の衆生は過去下種によつて、得脱したのであるから、久遠下種の南無妙法蓮華経、本佛釈尊、本化地涌は今日在世の人々よりすれば本尊なりと説かれ滅後流通に約すれば、

首題、本迹の佛菩薩、総じて在世得脱の当機衆は本尊、未来の手本なる故。

と指南されてある。故に滅後の衆生にとつては、総名南無妙法蓮華経及び一切の体内の衆生は我々の得脱の手本となる故本尊となるのであると、三世に亘つて衆生の本尊悉く総名南無妙法蓮華経であることを明にせられている。

次に、本尊について、絶待妙、相待妙、能荘厳、所荘厳のあること明され、在世滅後、摂受、折伏についての本尊を明にせられ、ことに滅後流通の立場より、折伏下種の本尊の相を明にせられているが、これも根本たる総体本尊に具している一体二義の展開に外ならず、相待を以て絶待を顕し、相待を以て絶待を厳ることこれみな本地総体の南無妙法蓮華経を顕して末法の一切衆生の根本下種の種子を明にせんためである。即ち本抄第五に能生総在南無妙法蓮華経の本尊に待絶二妙を具することを明にして（宗全第三巻一三三頁）

口伝に云く、相待妙絶待妙に約して本尊を口伝すべきなり。

とあり、はじめに相待妙の折伏修行の本尊を明して、

相待妙とは十界聖衆彼此差別あれば相待なり、相待すれば、下を捨てて上に向い、劣を捨てて勝を取る者なり。六界の劣を捨て二乗界の勝を取り、二乗界を捨て又菩薩界を取り、菩薩を捨てて佛界を取り、佛界を捨てて南無妙法蓮華経を取る。是れ六道二乗相待し、二乗菩薩相待し、迹化本化相待し、本佛首題相待し、本佛を指し置て首題を取る意なるべし。是れ相待の南無妙法蓮華経是れ折伏修行の本尊なり。

と判じ、次に絶待妙の本尊、摂受四安楽行の本尊を明して

絶待とは釈尊已下佛菩薩二乗等悉く南無妙法蓮華経の総持に摂取する是れ絶待の南無妙法蓮華経、是れ摂受四安楽の本尊なるべし。

と判じられている。

然して更に本尊の相待、絶待について、能荘厳と所荘厳のあることを明し、相待妙の能荘厳を以て、絶待妙の所荘厳を顕わすことを明して（宗全第三巻一三一頁）

仰に云く、相待妙は能荘厳、絶待妙は所荘厳なり。……首題の絶待は所荘厳、釈尊已下の十界の聖衆は能荘厳、首題は能開、釈尊已下は所開なるべし。十界の聖衆を相待して下より上に向い勝劣展転相待して、本地の本果妙の釈尊の十界具足の絶待を顕し、又本果本因待対して本果より本因に向ふ。

と指南されて、本地本門の十界の人法と、迹中の十界の人法、即ち本迹の十界の人法、聖衆が総名南無妙法蓮華経の体内に宛然として存在し、相待妙を顕し、その能開、所開宛然と存在する相待妙の十界について、十界の聖衆の界々を相待し下地獄界より上佛界に向つて、その界々の能所勝劣を論じ、展転し次第に相待して此の相待妙を以て本地の本果妙の釈尊は十界を具足する円佛であり、相待妙を以て本尊に顕わされた能荘厳の十界を具足する円佛であるという絶待妙を顕わすのである。

また本果妙の十界と本因妙の十界を相待して上の本果妙に総在される本因本果の十界より、下の本因妙本因本果を総在する総名南無妙法蓮華経総在の南無妙法蓮華経の絶待妙を顕わされたのである。更に次下の本文に

本因妙の名字即は一切諸佛の下種の根元、百界千如一念三千の宝筐十方三世諸佛出生の門なり、是れ即ち一切衆生

開悟得脱の根本、三世十方微塵の経々の能生総持の処なるべし。一切万法の根本は即ち絶待不思議の一法なり。根本の一法とは所謂南無妙法蓮華経是れなるべし。此の如く得意せば相待絶待は一法の二義にして、相待を以て絶待を厳り、相待を以て絶待を顕す。此の如く絶待を撰定することは、本地の首題を顕して一切衆生の下種根本の父を知らしめんが為なり。勝劣転々して知らしむる所詮は何事ぞや、生死の長夜を照らす大灯明、元品の無明を切る大利劒之に過ぎず。豈に相待を捨てて絶待を取り、絶待を捨てて、相待を取らんや、待絶総じて之を行ずべし、所謂、爾前法華の諸宗法華宗を待対して、本門寿量品総持絶待の南無妙法蓮華経に帰せしむ、是れ誠に待絶総持の正像未弘の本尊なり。

と指南せられて、

本果と本因を相待して本果より本因に向う本因妙の名字即、即ち本因本果を総在する総在の南無妙法蓮華経を但信口唱する本因妙の名字即の信心が一切の根本であり、その根本の一法とは総名総在の南無妙法蓮華経である。この根本の一法に待絶二妙を具し、相待を以て絶待を顕すことは一切衆生下種の根本たる父、即ち総在南無妙法蓮華経を顕すためであり、又能所勝劣転々し能開所開を明にし、能開総持の南無妙法蓮華経を示し、この総在の南無妙法蓮華経に相待絶待総持することを明し、本地本門八品の正宗たる寿量品に絶待相待総持の南無妙法蓮華経説かれていることを明されたのである。故に総在南無妙法蓮華経は種子下種の本尊であり、能所相待絶待を総在する本尊であることを明されてあり、この南無妙法蓮華経の体内にある本地十界の人法聖衆と迹中十界の人法の聖衆を示されたのは能生総在の南無妙法蓮華経の本尊は釈迦多宝已下能荘厳の十界の聖衆の相待妙を以て、所荘厳たる能所相待絶待を総在する能生の種子下種の本尊であることを示されているのである。

更に総名本尊は総体総持の三宝であることを別体本尊の三宝を以て示されてある。

即ち本抄第五（宗全第三巻一三一頁）に

本尊とは三宝なり、南無妙法蓮華経は法宝、釈尊は佛宝、地涌は僧宝、九界の能具を地涌と云ひ、所具の九界は本有として地涌に冥合して一躰なり、釈尊と地涌と一躰不二なる功徳は妙法蓮華経なれば本門常住の一体三宝なるべし。三宝は即ち体宗用、躰宗用は三身なり。十種の三宝之を思ふべし、此の時本尊の総別、十界の聖衆悉く一躰三宝、三身にして皆本門の本尊なり。滅後に約せば法宝は首題、佛宝は絵像木像の釈尊、僧宝は上行等日蓮聖人乃至末代の僧是れなるべし、別相の三宝は在世は佛法僧の一躰三宝、滅後は僧法佛なり。

と指南して、別躰本尊の三宝を以て、総体本尊の総持三宝を示されている。

御指南の「本尊とは三宝」なりとある本尊とは別躰の本尊であり、「南無妙法蓮華経は法宝なり」とあるのは別体の本尊たる本門の教主釈尊が証得した事具三千の南無妙法蓮華経でこれは別体の妙法蓮華経であり、「釈尊は佛宝」というのは本門の教主釈尊であり、「地涌は僧宝」というのは本地の九界を総在する地涌の上行菩薩であり、僧宝たる九界を総在する本因妙の上行菩薩は、佛宝たる本果妙の本地の佛界の釈尊と、師弟たる佛界と九界が冥合して一躰となつて本因本果本国土依報正報互具する事具一念三千の妙法蓮華経となるから、これは本門常住の一体三宝で、此の佛法僧の三宝に於て法宝たる妙法蓮華経は躰、佛宝たる釈尊は宗、僧宝たる地涌上行菩薩は用にして、これ総名総体の南無妙法蓮華経より開出された別体三章の躰宗用で此の別体三章の躰宗用を三宝に約すると法宝たる別体の妙法蓮華経は体、佛宝たる本佛釈尊は宗、僧宝たる本化上行菩薩は用であるが、三身に約する時は躰は法身、宗は報身、用は応身の三身となる。此の別躰の三章たる躰宗用を総名に摂め、更に名体宗用教の五重玄を以要言之の総要に総在

する、この総名に総持された三宝を総持一体の三宝というのであり、これを同抄に

此の時本尊の総別十界聖衆悉く一躰三宝三身にして皆本門の本尊なり。

と指南されてあり、「此の時」とは別体の本尊たる一体三宝を総体の本尊に収めて総持の一体三宝を顕す時であり、「本尊の総別」とは能生総在の南無妙法蓮華経の本尊は総であり、総名本尊体内の十界の聖衆は別にして、この総体本尊は別体本尊を総在し、別体本尊は総体本尊を別し、別体本尊を以て総体本尊を顕わしているのである。故に別を以て総を顕わす、即ち別体本尊を以て総を顕わす、即ち別体本尊を以て総体本尊を顕わせば別体本尊たる十界聖衆は悉く佛法僧の一体三宝であり、また十界の聖衆は別体三章の躰宗用であり、体宗用はまた法報応の三身であつて、この別体本尊たる一体三宝の十界聖衆と、法報応の三身たる十界聖衆は悉く能生総在の南無妙法蓮華経に収められて三宝を総持する本尊が顕わされる故に本門の本尊たる総体総名の南無妙法蓮華経は佛法僧の三宝を総持総在する総体の本尊なのである。

2、本尊に於ける内証真実説

日隆聖人によれば宗祖大聖人御図顕の本尊中の我が国神たる天照太神、八幡大菩薩について従来他門流に於ては現相説を採るに対し内証真実説を以て他門を破しているのであります。この本尊に於て内証説と現相説を立てるのは日隆聖人唯一人なのであります。

即ち日隆聖人と同時代及び先師の人々の見解をみるに、本尊論資料（第二篇諸山相伝二十八頁）の当宗相伝大曼荼羅事日像御伝大覚記に

天照八幡は人界なり、但し天照八幡は外相は鬼畜の摂属なり。諸天善神なるか故にと云云。

とあり、又同資料（六十八頁）に

御本尊相伝抄に同文の記載有之。

と、同資料（八十四頁）の

本尊相伝、日朗相承久遠寺日学等伝来に

天照太神八幡大菩薩等の諸神を現前に付て鬼畜に摂す。

同資料（二〇八頁）に

天照八幡をば鬼畜に摂する也[二六]。

同資料（一四五頁）の

本尊行者用心口決　日朝記に

神明等は現前に就ては或は鬼、或は畜、其形一准ならず。

同資料（一〇八頁）の

御本尊口伝面授　日意談に

鬼子母神十羅刹女に天照八幡等の諸神を摂し。

同資料（八二頁）の

本尊三種智識　日朝談　示日意に

天照八幡は鬼子母羅刹の所摂なるべし。

と以上の如く述べられ、何れも、鬼、畜の摂属に入れておられる。

然して当時の鬼、畜というのは今日我々が常識的に考えている餓鬼、畜生というのではなく、鬼神、竜神ということなのである。

この鬼神、竜神という考え方は相当古くより行われていたもので、宗祖当時の一般の神祇観は、神を六道の摂とし、天部を鬼神、脩羅部を竜神と一般的に佛教に於て行われていたのである。更に宗祖当時本地垂迹説の行われていた文拠として、日像菩薩の曼荼羅相伝（宗全第一巻二二八頁）に

天照八幡等は本地釈迦の一佛の垂迹和光にして利益衆生の躰を表するなり。

と書かれている。

然るに日隆聖人に至り、当時世間一般の通説の神祇観を現相説として私新抄（宗全第三巻一二六）にこれを破し、本地本門の立場より見る内証真実説を採られ、天照太神を本地は釈尊にして本果妙を表しその佛界は常顕常満、八幡大菩薩は本地上行菩薩にして本因妙を表し、その菩薩界は常修常証であるとして、天照太神、八幡大菩薩を佛、菩薩として、一般通説である現相説の鬼神、竜神説を破されたのである。

3、別体本尊たる久遠本佛について、

別体本尊たる久遠本佛は三身具足の報身佛にして報中論三の無作三身を以て本尊とする。故に寿量品の本佛を釈するに、

若し別意に従はば正しく報身に在り

と釈されている。本地本門の寿量品に説き表わされた本佛は三身円足の佛にして、無作三身の働は報身一佛に限るのである。

本抄第六（宗全第三巻一四二）に

円宗の本尊は三身具足の報身なるべし……報身は是れ三身延促の佛にして無作三身は報身一佛に限る。……報中論三の無作三身を以て当宗の本尊とすべき者也。

とある。更に報身正意の意を示して本抄第六（宗全第三巻一四五）に

円宗本尊三身に亘る其の意これあり、報身正意という事は一代説教従浅至深万法を総じて一法に帰せしめ、諸経を会して一経と成らしむ、一経一法を以て万法の根源諸経の経王と定めて、一切衆生の下種の根本、成佛得脱の本所を顕わす時は報身便なり。

と指南せられている。

然して在世、滅後を判じ、在世の衆生を利益するには、常住の報身を以てこれを益し、滅後三時殊には滅後末法の衆生を利益するには報中論三の応身が最も便であると判じられて、本抄第六（宗全第三巻一四三）に

示して云く、常住の報身無量の尊形を顕し出世して三世の衆生を利し玉ふ時、断無明証中道の現世得脱の機をば常住の報身を以てこれを利し、滅後三時の悪人をば応身無常転変の色相を以て之を利す可し、其の故は報身という方は長寿にして三世倶に無作の一佛なれば常住にして無生無滅なり。此れは断惑証理の人の本尊なるべし。末代は五濁乱漫の衆生四顛倒迷謬の機なれば無常遷滅の応身を以て生死の執着をはなれしむること尤も便なれば、顕本の応身を以て本尊とすべし。在世滅後を立てて正像末を論ずる事偏に応身応土の相なるべし。殊更に滅後の本尊は影像木像に之を移す応身尤も便なり。寿量品の三世益物の辺は応身応土の儀式にして、而も本地は釈尊一佛という所は報身なり。

と仰せられている。

故に当宗の本尊は報身正意にして然も三身を円備した本佛であり、一切衆生の下種の根本、得脱の本拠を顕す時は報身、在世滅後を分別し、滅後正像末の三時の中、末法悪人を以て正機とし本門八品に地涌を召し出して滅後の衆生の為に本門の本尊を地涌に付嘱する時は応身の教主であると判じられている。

更に末代の凡夫の為には法身を以て本尊とすることを明され、本門の法身は色相の法身にして報身に似、法身を非色非心というのは爾前迹門であり、本門に於ては久遠の本因本果の上に無作の三身を顕す故に法身というも、因果の所摂であり、色相荘厳の佛身であり、開迹顕本の佛にして、開迹顕本の佛は因果所成の佛であるから妙法をはなれず、妙法によつて荘厳せられている。故に、妙法蓮華経によつて荘厳されているのを法身といい、因果所成の辺を三身共に報身といい、三身共に滅後を憐愍するのを応身というと論じられてあり、当宗本尊は人法を総在し、首題の妙法蓮華経は法にして、総名であり、釈尊以下は人にして別であり、総名の功徳を事相に顕わすため本尊に釈尊以下の諸衆を列ね、十界の聖衆は妙法蓮華経の色心なる故に法身であると述べられている。

次に別体本尊たる三身の種子について、

爾前迹門は本地の無作三身の一佛を明さざる故に三身の種子は別体にして各々各別にこれを修するのであり、本門は総体の種子にして三身の種子一体であり、その種子は南無妙法蓮華経であるとせられている。故にこの妙法を種子とする常住の本門の色相荘厳の報身佛を以て本尊とすることを定め本抄第六巻（宗全第三巻一五六）に

今経本門の意応身報身の顕本之を明す、常住の報応二身は是れ当宗の本尊とすべし、就中顕本の報身は滅後流通の教主色相荘厳の佛の正体なり。

と判じられている。

以上日隆聖人の私新抄に顕わされた本尊論について述べましたが、未だ充分に意を尽さざる点も多々あると存じますが、皆様方の御指摘により今後の研究の充実に努めたいと存じます。